

休日診療当番医

〈港区休日急病診療所〉
〈港区休日歯科応急診療所〉
〈港区休日診療情報センター〉
〈東京都休日診療案内〉
都衛生局夜間休日案内所

1月24日(日)

田村町診療所(内科) ☎591-6856
新橋2-1-10 内幸町駅下車
滝川内科診療所(内科) ☎453-4755
三田1-4-10 芝健所3階
☎455-4927~8(休日のみ)
☎582-3924
〈東京都休日診療案内〉
都衛生局夜間休日案内所
☎216-4828

1月31日(日)

小田原医院(内科) ☎451-4595
麻布十番3-11-12 二の橋下車
関根医院(内科・小児科) ☎408-2206
赤坂9-5-29-305 乃木坂駅下車
浜松町診療所(内科) ☎432-8449
浜松町1-29-9 浜松町駅下車
青山外科学院 ☎409-3661
北青山3-9-3 表参道駅下車
飯田歯科医院(歯科) ☎401-9616
六本木4-12-4 六本木下車
▶準夜間 午後5時~10時
大井内科(内科) ☎431-2162
新橋5-7-2 新橋5丁目下車

みなさんのご家庭では大地震に
対する日頃の備えはいかがですか。
過去の都市型大地震災害をみますと、
地震の揺れそのものによる被害より、
延焼火災やパニックなどの二次災害、
三次災害による被害が目立っています。
現状では、地震の揺れそのもの
による被害を防止することは困難
です。しかし、二次災害、三次災
害による被害は行政機関と区民の
みなさんが力を合わせればかなり
防ぐことができます。
そのために必要なのが、早く

防災無線放送のしくみ
LLL 区役所本庁舎(送信設備)
学校などの屋上に設置した防災無線放送塔
道路・公園などに設置した防災無線放送塔
地震自動放送 防災情報 警戒宣言などを放送します

防災無線放送塔かてきます
区内70か所で工中...

みなさんの
ご理解、ご協力を
これらの放送は、半径300メー
トル程の範囲をカバーする、70か所
の防災無線放送塔(大型スピーカ

こんなときに
放送します
大きな地震が起きたとき
区役所の地震計が震度4以上に相当
する地震をキャッチする
と、自動的に、警戒を呼
びかけるための放送が流
れます。
警戒宣言が発せられた
とき
内閣総理大臣か
ら東海地震に係る警戒宣
言が発せられたときは、
サイレン(45秒間の連続
吹鳴を15秒間隔で3回)
を合図に、その内容をお
知らせします。
災害が起きたとき
大地震などの災害が起き
た場合は、被害状況、避
難、救援救護などについ
てのきめ細かな情報をお
伝えします。
試験放送
いざ、というとき
に機械が正常に働かないと困りま
すので、点検のため、週一度、午
後5時にチャイムを放送してま
す。
その他
選挙日の投票時間
のお知らせ、光化学スモッグ注意報
等の放送を行う場合があります。

子どもを
受けとります
私立幼稚園児の
保護者に補助金
▶対象者 私立幼稚園に3歳児
(昭和52年4月2日~53年4月1
日生)、4歳児(昭和51年4月2
日~52年4月1日生)、及び5歳
児(昭和50年4月2日~51年4月
1日生)を通園させている保護者
で、港区に住所(住民基本台帳、
外国人登録票)のある人。
金額 3歳児:月額500円、4、5
歳児:月額6千900円(今回の補助
は、3歳児については、昭和56年4
月~57年3月までの1か年分、4、
5歳児については、昭和56年10月
~57年3月までの6か月分です)。
▶申請の手続き ①港区内の私立
幼稚園に通園している場合②各幼
稚園で手続きをしてください。
③港区外の幼稚園に通園している
場合④総務課総務係に申請してく
ださい。
▶申請期限 1月30日(土)
▶問合せ 総務課総務係
☎内線二〇六
内線二〇八
◆ 児童扶養手当・福祉手当
外国人も受けられます
児童扶養手当・福祉手当の受給
資格者の国籍要件が1月1日から
廃止され、外国人も受けられるよ
うになりました。
詳しくはお問い合わせください。
▶問合せ 各種児童手当:児童課
児童係 ☎内線四九二 福祉手当
:福祉課福祉係 ☎内線四三〇

ご利用ください
勤労者ローン
中小企業で働くみなさんに、安
い利息でお金を借りられるよう、
区はいつでも受け付けています。
▶対象 区内に1年以上在住ま
たは在勤の中小企業勤労者
▶限度額 原則として30万円以内
▶使途 医療、出産、冠婚葬祭、
教育、住宅、不慮の災害等
▶返済方法 1か月据え置き3年以内
※保証人が必要です。
▶取扱金融機関 東京労働金庫
(田町、新橋、赤坂の各支店)
▶問合せ 商工課融資相談係
☎内線五〇五

生業資金
現在、生活にお困りの人で、独
立の生計を立てるために事業を始
めたり継続しようとする場合で、
一般の金融機関から融資を受ける
ことが難しい人に、審査のうえ生
業資金をお貸しします。
▶条件すべてに当てはまること
①現在、生活保護を受けている人
または受けるおそれがある人で、
この資金に1年以上住んでいる人
②港区内に1年以上住んでいる人
③事業所が23区内にある人
④特別区民税を完納している人
⑤確実な保証人が得られる人
⑥区から生業資金、及び同種の資
金を借りていない人
⑦貸付限度額、事業継続額80万円
以内、事業開始額140万円以内
⑧償還期間 6年以内
▶利率 年3.65%(据置
期間中無利子)
※連帯保証人が必要です。
▶受付相談期間 2月5日まで
▶申込み・問合せ
福祉課福祉係 ☎内線四三〇

参加しませんか
親子観劇会(無料)
1月23日(土)
午後2時~4時
区立青年館4階ホール
▶対象 区内在住・在勤の人

のぞみの家
在宅訪問相談
区内在住で、子どもの発達に
遅れがあるのではないと思わ
れ、心配しながら治療相談を
しているか、その方法がわからず
困っているご家庭(職員が同じ、
保護者と一緒に、療育の方法や子
どもの生活リズム、遊びなどに
ついて考えていきたいと思ってい
ます)
必要に応じて、保健婦・保健心
理(言語)機能訓練士が訪問します。
▶対象 在宅の0歳から就学前
で心身に発達遅れが認められてい
るのではないかとと思われるお子さんと
保護者
▶費用 無料
▶問合せ のぞみの家
☎499-1375-1

勤労者の囲碁・将棋大会
1月の棋士を迎えて
2月14日(日)午前9時
区立青年館
▶対象 区内在住の勤労者と在
勤者及びその家族
▶定員 囲碁50人、将棋25人
▶費用 1人1千円(昼食代込み)
※審判員 囲碁の部 日本棋院5
段 野口仁、将棋の部 女流2段
寺下紀子
▶試合方法 クラス別
リーグ戦
▶申込み 1月30日ま
でに参加費を持参のうえ、商工課
へお申し込みを。(先着順)
なお、当日不参加でも参加費は
返還しません。
▶問合せ 商工課商工観光係
☎内線二五七

納めましよう
1月は区民税(第4期分)の
納期です。1日も早く区役所か支
所または、お近くの郵便局、銀行、
信用金庫、信用組合の窓口で納め
てください。
▶納税納税第一係
☎内線四二四

内容 第一部 マンガ映画
「日本昔ばなし」 第二部 ぬい
ぐるみ劇「あかすきちゃん」
▶問合せ 区立青年館
☎591-9328

内容 第一部 マンガ映画
「日本昔ばなし」 第二部 ぬい
ぐるみ劇「あかすきちゃん」
▶問合せ 区立青年館
☎591-9328

# 保健所から

**申込み・問合せ**  
 保健所 ☎451-4701  
 千歳港区 三田1-4-10  
 麻布保健所 ☎451-6146  
 千歳港区六本木1-16-47  
 赤坂保健所 ☎451-9191  
 千歳港区南青山1-5-15

★胃がん・子宮がん検診  
 (胃がん検診) (抽せん)  
 マとき・定員・ところ  
 ・芝保健所

2月15日(月) 午前10時 26人  
 東京都がん検診センター(お茶の水駅下車)  
 △対象 区内在住の35歳以上の人  
 △手術を受けた人、妊娠中の  
 人(その可能性のある人)は不可  
 △子宮がん検診(抽せん)  
 マとき・定員・ところ  
 ・芝保健所

2月17日(水) 午後1時 35人  
 東京都がん検診センター(お茶の水駅下車)  
 △対象 区内在住の30歳以上の人  
 △月経中は受診できません  
 △費用 無料  
 △申込み 往復はがきに「胃がん検診希望」または「子宮がん検診希望」と書き、住所、氏名(ふりがな)、生年月日、性別、電話番号を記入して1月27日(消印有効)までに芝保健所へお申し込みください。

★成人病健康相談  
 マとき 検診日 2月15日(月)  
 判定日 2月22日(月)  
 いずれも午後1時30分~2時30分  
 マところ 芝保健所  
 △対象 芝保健所管内在住の30歳

★1月21日(木) 指導  
 老人健康トレーニング指導  
 午後1時・赤坂、本村、芝公園、白金台福祉会館 午後2時・豊岡福祉会館  
 豚肉産地直送販売 午後2時・愛宕地区

★1月22日(金) 指導  
 レコードコンサート「新世界より」  
 正午・みなと図書館  
 老人健康トレーニング指導  
 午後1時・三田、西桜福祉会館

★1月23日(土) 指導  
 こども映画会「テンブルちゃんの小公女」  
 午後2時・みなと図書館  
 こども映画会「長くつ下のピッピ」  
 午後2時・麻布図書館

★1月24日(日) 指導  
 2月分港区庭球場はがき当せん者申込み  
 午前9時30分・港区スポーツセンター

★1月25日(月) 指導  
 区立婦人会館休館日  
 港区スポーツセンター休館日  
 勤労青少年ホール休館日  
 老人健康トレーニング指導  
 午後1時・三田、西桜、豊岡福祉会館

★1月26日(火) 指導  
 港勤労福祉会館休館日  
 老人健康トレーニング指導  
 午後1時・赤坂、本村、芝公園、白金台福祉会館

★1月27日(水) 指導  
 えほんの会「どろんこハリー」「おにのよめさん」ほか  
 午後3時・みなと図書館

★1月28日(木) 指導  
 港区二輪車・自転車安全日  
 老人健康トレーニング指導  
 午後1時・赤坂、本村、芝公園、白金台福祉会館 午後2時・豊岡福祉会館  
 豚肉産地直送販売  
 午後2時・三田、赤坂地区

以上65歳未満の人(1年以内に同様の検診を受けた人は「遠慮を」)  
 △内容 診察・尿検査、胸部レントゲン撮影、血圧測定、眼底機能検査  
 △必要に応じて血液・心電図・肺機能検査  
 △定員 30人 △費用 無料  
 △申込み 往復はがきに「成人病健康相談希望」と書き、住所、氏名(ふりがな)、性別、生年月日、電話番号を記入して1月27日(消印有効)までに芝保健所へ。

★成人病・公害病の総合検診  
 マとき 2月9日(火) 午後1時  
 △対象 区内在住の小学校3・4年生と5・6年生、6・12人以内でつくられたチーム。選手の他に、監督、世話役各1人の保護者  
 △競技方法 6人制バレーボール(3・4年は、ワンバウンドバレー)  
 △参加費 1チーム 千円(傷害保険料・賞品代等)  
 △監督会議・抽選会 2月2日(火) 午後6時30分より、港区スポーツセンターで行います。  
 △申込み 港区スポーツセンターの所定用紙で参加費を添えて2月2日(火)までにお申し込みを。

港区サッカー競技大会  
 △とき 2月7日~3月28日(毎週日曜日) 午前10時~午後4時  
 △ところ お台場運動広場  
 △参加資格 区内在住者及び都内に住む港区在勤の一般社会人で構成されたチーム。△参加費 無料  
 △申込み方法 スポーツセンターにある所定の用紙に必要事項を書き、1月26日(必着)までにお申し込みください。

◆初心者のための卓球教室  
 マとき 2月5日~3月26日(毎週金曜日) 午後6時~8時(全8回)  
 △ところ 港区スポーツセンター  
 △対象 港区在住・在勤の一般社会人で、全く泳げず、全回出席

◆初心者のための水泳教室  
 マとき 2月3日~26日(毎週水曜日) 午後6時~8時(全8回)  
 △ところ 港区スポーツセンター  
 △対象 区内在住・在勤の一般社会人で、全く泳げず、全回出席

◆職 種 保健婦 20人  
 △主な勤務先 保健所・保健相談所  
 △主な職務内容 精神衛生・母子衛生等の相談、健康診断等  
 △受験資格 昭和12年4月2日か昭和35年4月1日までに生まれ、

◆工業統計調査にご協力ください  
 昭和56年12月31日現在で、通商産業省所管の工業統計調査が、行われております。この調査は、わが国の製造業のすがたや活動状況を明らかにすることを目的としており、製造業を営むすべての事業所(出版・印刷関係の事業所を含む)が対象となっております。

◆同和对策事業特別措置法の有効期限を目前にして  
 昭和40年8月、内閣総理大臣の諮問機関である同和对策審議会は「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法で保障されている基本的人権にかかわる課題である」その早急な解決こそ同和对策の責務であり、同時に国民の課題である」とする答申をしました。

◆同和对策事業特別措置法の有効期限は、昭和57年3月31日までであり、その根本的な解決を期すためにはならないことから、民間団体や地方公共団体等からこの法律の強化改正・延長等の要請が行われております。

◆同和对策事業特別措置法の有効期限は、昭和57年3月31日までであり、その根本的な解決を期すためにはならないことから、民間団体や地方公共団体等からこの法律の強化改正・延長等の要請が行われております。

◆同和对策事業特別措置法の有効期限は、昭和57年3月31日までであり、その根本的な解決を期すためにはならないことから、民間団体や地方公共団体等からこの法律の強化改正・延長等の要請が行われております。

◆同和对策事業特別措置法の有効期限は、昭和57年3月31日までであり、その根本的な解決を期すためにはならないことから、民間団体や地方公共団体等からこの法律の強化改正・延長等の要請が行われております。

◆同和对策事業特別措置法の有効期限は、昭和57年3月31日までであり、その根本的な解決を期すためにはならないことから、民間団体や地方公共団体等からこの法律の強化改正・延長等の要請が行われております。

◆同和对策事業特別措置法の有効期限は、昭和57年3月31日までであり、その根本的な解決を期すためにはならないことから、民間団体や地方公共団体等からこの法律の強化改正・延長等の要請が行われております。

◆同和对策事業特別措置法の有効期限は、昭和57年3月31日までであり、その根本的な解決を期すためにはならないことから、民間団体や地方公共団体等からこの法律の強化改正・延長等の要請が行われております。

◆同和对策事業特別措置法の有効期限は、昭和57年3月31日までであり、その根本的な解決を期すためにはならないことから、民間団体や地方公共団体等からこの法律の強化改正・延長等の要請が行われております。

◆同和对策事業特別措置法の有効期限は、昭和57年3月31日までであり、その根本的な解決を期すためにはならないことから、民間団体や地方公共団体等からこの法律の強化改正・延長等の要請が行われております。

◆同和对策事業特別措置法の有効期限は、昭和57年3月31日までであり、その根本的な解決を期すためにはならないことから、民間団体や地方公共団体等からこの法律の強化改正・延長等の要請が行われております。

◆同和对策事業特別措置法の有効期限は、昭和57年3月31日までであり、その根本的な解決を期すためにはならないことから、民間団体や地方公共団体等からこの法律の強化改正・延長等の要請が行われております。

◆同和对策事業特別措置法の有効期限は、昭和57年3月31日までであり、その根本的な解決を期すためにはならないことから、民間団体や地方公共団体等からこの法律の強化改正・延長等の要請が行われております。

◆同和对策事業特別措置法の有効期限は、昭和57年3月31日までであり、その根本的な解決を期すためにはならないことから、民間団体や地方公共団体等からこの法律の強化改正・延長等の要請が行われております。

◆同和对策事業特別措置法の有効期限は、昭和57年3月31日までであり、その根本的な解決を期すためにはならないことから、民間団体や地方公共団体等からこの法律の強化改正・延長等の要請が行われております。

◆同和对策事業特別措置法の有効期限は、昭和57年3月31日までであり、その根本的な解決を期すためにはならないことから、民間団体や地方公共団体等からこの法律の強化改正・延長等の要請が行われております。

◆同和对策事業特別措置法の有効期限は、昭和57年3月31日までであり、その根本的な解決を期すためにはならないことから、民間団体や地方公共団体等からこの法律の強化改正・延長等の要請が行われております。

◆同和对策事業特別措置法の有効期限は、昭和57年3月31日までであり、その根本的な解決を期すためにはならないことから、民間団体や地方公共団体等からこの法律の強化改正・延長等の要請が行われております。

◆同和对策事業特別措置法の有効期限は、昭和57年3月31日までであり、その根本的な解決を期すためにはならないことから、民間団体や地方公共団体等からこの法律の強化改正・延長等の要請が行われております。

◆同和对策事業特別措置法の有効期限は、昭和57年3月31日までであり、その根本的な解決を期すためにはならないことから、民間団体や地方公共団体等からこの法律の強化改正・延長等の要請が行われております。

◆同和对策事業特別措置法の有効期限は、昭和57年3月31日までであり、その根本的な解決を期すためにはならないことから、民間団体や地方公共団体等からこの法律の強化改正・延長等の要請が行われております。

◆同和对策事業特別措置法の有効期限は、昭和57年3月31日までであり、その根本的な解決を期すためにはならないことから、民間団体や地方公共団体等からこの法律の強化改正・延長等の要請が行われております。

## 募集中

◆港区職員募集  
 △職 種 栄養士 1人  
 △資格 採用日現在、年齢30歳未満の栄養士免許を有する人  
 △勤務場所 区立保育園  
 △採用予定日 昭和57年4月1日  
 △応募方法 1月29日(金・必着)までに履歴書(市販・写真貼付)を持参、または郵送してください。  
 △申込み・問合せ 職員課人事係 ☎内線二〇九

◆昭和56年度特別区職員募集  
 △職 種 保健婦 20人  
 △主な勤務先 保健所・保健相談所  
 △主な職務内容 精神衛生・母子衛生等の相談、健康診断等  
 △受験資格 昭和12年4月2日か昭和35年4月1日までに生まれ、

◆同和对策事業特別措置法の有効期限は、昭和57年3月31日までであり、その根本的な解決を期すためにはならないことから、民間団体や地方公共団体等からこの法律の強化改正・延長等の要請が行われております。

◆同和对策事業特別措置法の有効期限は、昭和57年3月31日までであり、その根本的な解決を期すためにはならないことから、民間団体や地方公共団体等からこの法律の強化改正・延長等の要請が行われております。

◆同和对策事業特別措置法の有効期限は、昭和57年3月31日までであり、その根本的な解決を期すためにはならないことから、民間団体や地方公共団体等からこの法律の強化改正・延長等の要請が行われております。

◆同和对策事業特別措置法の有効期限は、昭和57年3月31日までであり、その根本的な解決を期すためにはならないことから、民間団体や地方公共団体等からこの法律の強化改正・延長等の要請が行われております。

◆同和对策事業特別措置法の有効期限は、昭和57年3月31日までであり、その根本的な解決を期すためにはならないことから、民間団体や地方公共団体等からこの法律の強化改正・延長等の要請が行われております。

◆同和对策事業特別措置法の有効期限は、昭和57年3月31日までであり、その根本的な解決を期すためにはならないことから、民間団体や地方公共団体等からこの法律の強化改正・延長等の要請が行われております。

◆同和对策事業特別措置法の有効期限は、昭和57年3月31日までであり、その根本的な解決を期すためにはならないことから、民間団体や地方公共団体等からこの法律の強化改正・延長等の要請が行われております。

## 各種無料相談

◆同和对策事業特別措置法の有効期限は、昭和57年3月31日までであり、その根本的な解決を期すためにはならないことから、民間団体や地方公共団体等からこの法律の強化改正・延長等の要請が行われております。

◆同和对策事業特別措置法の有効期限は、昭和57年3月31日までであり、その根本的な解決を期すためにはならないことから、民間団体や地方公共団体等からこの法律の強化改正・延長等の要請が行われております。

◆同和对策事業特別措置法の有効期限は、昭和57年3月31日までであり、その根本的な解決を期すためにはならないことから、民間団体や地方公共団体等からこの法律の強化改正・延長等の要請が行われております。

◆同和对策事業特別措置法の有効期限は、昭和57年3月31日までであり、その根本的な解決を期すためにはならないことから、民間団体や地方公共団体等からこの法律の強化改正・延長等の要請が行われております。

◆同和对策事業特別措置法の有効期限は、昭和57年3月31日までであり、その根本的な解決を期すためにはならないことから、民間団体や地方公共団体等からこの法律の強化改正・延長等の要請が行われております。

◆同和对策事業特別措置法の有効期限は、昭和57年3月31日までであり、その根本的な解決を期すためにはならないことから、民間団体や地方公共団体等からこの法律の強化改正・延長等の要請が行われております。

◆同和对策事業特別措置法の有効期限は、昭和57年3月31日までであり、その根本的な解決を期すためにはならないことから、民間団体や地方公共団体等からこの法律の強化改正・延長等の要請が行われております。

◆同和对策事業特別措置法の有効期限は、昭和57年3月31日までであり、その根本的な解決を期すためにはならないことから、民間団体や地方公共団体等からこの法律の強化改正・延長等の要請が行われております。

◆同和对策事業特別措置法の有効期限は、昭和57年3月31日までであり、その根本的な解決を期すためにはならないことから、民間団体や地方公共団体等からこの法律の強化改正・延長等の要請が行われております。

◆同和对策事業特別措置法の有効期限は、昭和57年3月31日までであり、その根本的な解決を期すためにはならないことから、民間団体や地方公共団体等からこの法律の強化改正・延長等の要請が行われております。

◆同和对策事業特別措置法の有効期限は、昭和57年3月31日までであり、その根本的な解決を期すためにはならないことから、民間団体や地方公共団体等からこの法律の強化改正・延長等の要請が行われております。

◆同和对策事業特別措置法の有効期限は、昭和57年3月31日までであり、その根本的な解決を期すためにはならないことから、民間団体や地方公共団体等からこの法律の強化改正・延長等の要請が行われております。

◆同和对策事業特別措置法の有効期限は、昭和57年3月31日までであり、その根本的な解決を期すためにはならないことから、民間団体や地方公共団体等からこの法律の強化改正・延長等の要請が行われております。

◆同和对策事業特別措置法の有効期限は、昭和57年3月31日までであり、その根本的な解決を期すためにはならないことから、民間団体や地方公共団体等からこの法律の強化改正・延長等の要請が行われております。